

【内閣衛星情報センター】技術部企画課 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和6年3月25日最終改定

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	文書管理規則の別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置		
職員の人事に関する事項											
13	職員の人事に関する事項	職員の給与に関する文書	職員の給与に関する文書	衛星情報	企画	超過勤務命令簿（〇〇年度）	5年	2(1)①13(1)	廃棄		
		職員の旅行命令に関する重要な経緯	職員の旅行命令に関する文書			旅行命令決裁	5年	2(1)①13(3)	廃棄		
		職員の研修の実施に関する計画の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	職員の研修の実施状況が記録された文書			研修関係資料	3年	2(1)①13(5)	廃棄		
		その他	—			人事関係の担当者の指定に関する文書	3年	—	廃棄		
その他の事項											
14	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯	制定又は改廃のための決裁文書	衛星情報	企画	標準文書保存期間基準（〇〇年度）	10年	2(1)①14(2)	廃棄		
		開発計画書案 標準文書保存期間基準	—			—	—	—	—		
15	予算及び決算に関する事項	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	衛星情報	企画	技術部予算執行関係（〇〇年度） 物品管理（〇〇年度）	5年	2(1)①15(2)	廃棄		
		—	—			—	—	—	—	—	
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	衛星情報	企画	保全文書管理簿（〇〇年度）	常用（無期限）	2(1)①22	—		
		取得した文書の管理を行うための帳簿	—			—	—	—	—	—	
		決裁文書の管理を行うための帳簿	—			—	—	—	—	—	—
		行政文書、保有個人情報等の点検及び監査に関する文書	—			—	—	—	—	—	—
25	内閣の庶務に関する重要な経緯	関係行政機関等との協議等に関する文書	関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書	衛星情報	企画	協議資料	5年	2(1)①25	廃棄		
		無線局に関する文書（申請書等を除く。）	—			—	—	—	—	—	
		情報セキュリティに関する文書	情報セキュリティに関する文書			無線局に関する文書（申請書等を除く。）	3年	—	—	—	
		担当者名簿等	—			—	—	—	—	—	
		秘密保全に関する文書	秘密の指定等に関する文書			情報セキュリティ管理関係（〇〇年度）	3年	—	—	—	
		内閣の庶務に関する文書 その他の文書	庁舎管理に関する文書 設備の維持管理に関する文書			担当者指定文書（〇〇年度）	常用（無期限）	—	—	—	
26	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	衛星情報	企画	保全定型簿冊（〇〇年度） 保全規則等（〇〇年度） 保全関係（〇〇年度） 庁舎管理関係（〇〇年度）	10年 5年 3年 3年	2(1)①26	廃棄		
		—	—			—	—	—	—	—	
28	調査又は研究に関する事項	情報の収集調査	情報の収集及び分析その他の調査の結果に関する文書	衛星情報	企画	技術開発文書（〇〇年度） 調査研究（特定）（〇〇年度） 調査研究（一般）（〇〇年度） 調査研究（〇〇年度） 調査研究（特定）（〇〇年度） 調査研究（一般）（〇〇年度） 無線設備関係（〇〇年度） 技術調整（〇〇年度） システム開発関係（〇〇年度） データ中継システム関係（〇〇年度）	10年 5年 5年 3年	2(1)①28	廃棄		
		—	—			—	—	—	—	—	
		—	—			—	—	—	—	—	—
		—	—			—	—	—	—	—	—
—	その他の事項	その他の事項	保全状況の確認のための資料	衛星情報	企画	保全確認資料（〇〇年度）	5年	—	廃棄		

備考

・保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項）

第7条（略）

9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。

- (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - (3) 出版物や公表物を編集した文書
 - (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- ・保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日 総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。